

第39回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成22年12月6日(月曜日)

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
			8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (2名)	6番	松 尾 文 雄	7番	井 上 洋 文
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	総務課長	坪内頼男	企画防災課長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	谷口行雄
	健康福祉課長	野村正明	農林振興課長	小林裕和
	商工観光課長	前澤敏美	建設課長	上野耕作
	上下水道課長	野村久雄	生涯学習課長	福本美昭
	天文台公園長	黒田武彦	上月支所長	木村佳都男
	南光支所長	春名満	三日月支所長	廣瀬秋好
	会計課長	新庄孝	消防長	敏蔭将弘
	教育課長	福井泉		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日 程 第1．会議録署名議員の指名
- 日 程 第2．会期決定の件
- 日 程 第3．行政報告について
- 日 程 第4．議案第91号 財産の取得について
- 日 程 第5．議案第92号 播磨高原広域事務組合理約の変更について
- 日 程 第6．議案第93号 佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定について
- 日 程 第7．議案第94号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日 程 第8．議案第95号 平成22年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて
- 日 程 第9．議案第96号 農作物共済無事戻し金の交付について
- 日 程 第10．議案第97号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第11．議案第98号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第12．議案第99号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第13．議案第100号 佐用町学童保育条例の制定について
- 日 程 第14．議案第101号 工事請負契約の締結について（橋梁復旧工事 月の瀬橋）
- 日 程 第15．議案第102号 平成22年度佐用町一般会計補正予算案（第3号）の提出について
- 日 程 第16．議案第103号 平成22年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提出について
- 日 程 第17．議案第104号 平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第18．議案第105号 平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について
- 日 程 第19．議案第106号 平成22年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第2号）の提出について
- 日 程 第20．議案第107号 平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について
- 日 程 第21．議案第108号 平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第22．議案第109号 平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）の提出について
- 日 程 第23．議案第110号 平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第24．議案第111号 平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第25．議案第112号 平成22年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第26．議案第113号 平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第27．議案第114号 平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第28．議案第115号 平成22年度佐用町水道事業会計補正予算案（第1号）の提出について
- 日 程 第29．同意第4号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日 程 第30．諮 問 第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日 程 第31．委員会付託について
追加日程第1．発議第 12 号 T P P の参加に反対する意見書（案）

午前 0 9 時 3 2 分 開会

議長（矢内作夫君） 改めまして皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 39 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にありがとうございます。

これから、まあ、日一日と寒くなって参ります。まあ、各位には、十分、お体ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会には、人事に関する案件が 2 件、条例に関する案件が 5 件、平成 22 年度各会計補正予算案が 14 件、契約に関する案件が 2 件、その他 4 件など、計 27 案件が付議をされております。

何とぞ、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なる審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますよう、よろしくお願いをし、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

本当に、このところ、いっぺんに寒くなって参りました。まあ、12 月も入って、今年も残り、後まあ、一日一日を数えるような状態になりましたけれども、本 12 月定例議会、今、議長からお話いただきましたように、財産の取得、まあ、災害の関連にかかる土地の購入、また、工事請負契約、そして補正予算、それぞれ一般会計、各特別会計の補正予算、また、人事案件等、たくさんの議案を提案をさせていただいております。どうぞ、慎重にご審議いただきまして、ご承認賜りますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

はい。開会にあたりましてのお願いと、ごあいさつに代えさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい。本日、井上洋文君と松尾文雄君から、病気治療のためということで、欠席届が提出されておりますので、報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 39 回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日、1 名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくよう、お願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります

日程第 1．会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名いたします。
9 番、高木照雄君。10 番、山本幹雄君。以上の両君にお願いをいたします。

日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日 12 月 6 日から 12 月 22 日までの 17 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日 12 月 6 日から 12 月 22 日までの 17 日間と決定をいたしました。

日程第 3 . 行政報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、平成 21 年災害に係る平成 22 年（ワ）第 1042 号、損害賠償請求事件についてご報告を申し上げます。本年 8 月 20 日の全議員協議会におきまして、本町に対し、原告、小林 武氏が、ほか 8 名が損害賠償請求を提起されますことにつきまして、その訴状から、請求の趣旨・請求の原因等をご報告を申し上げたところでございます。その後、同年 10 月 20 日午前 11 時から、神戸地方裁判所姫路支部におきまして、口頭弁論が行われ、原告は、訴状・準備書面の陳述、証拠説明書の提出、原告を代表して小林 武氏、原告代理人、竹嶋弁護士が意見陳述し、本町は、答弁書・準備書面書の陳述、証拠説明書の提出をいたしました。裁判所からは、本町に対しまして、原告準備書面書の求釈明事項に対する回答を 11 月 10 日までに準備するよう指導が、また、原告に対しまして、本件災害当日の事実関係の一覧表を準備するよう指導がございました。そして、次回、11 月 25 日。次々回、12 月 20 日の期日を通告され、25 分ほどで閉廷がされました。11 月 25 日については、同支部におきまして、午前 11 時から、弁論準備が行われ、原告は、準備書面の陳述、裁判所からは、原告に対して、作為・不作為による損害賠償の主張についての確認、本町に対し、行政裁量権の主張についての確認がなされ、そして、次回、12 月 20 日、次々回、平成 23 年 1 月 26 日の期日を通告され、20 分ほどで閉廷がされました。裁判に際しましては、藤田・川崎法律事務所の藤田弁護士ほか 5 名の弁護士、六甲法律事務所の安藤弁護士ほか 2 名の弁護士を本町訴訟代理人にお願いし、真摯に応訴いたしていることをご報告を申し上げます。

次に、防災マップづくりについてのご報告をさせていただきます。災害検証委員会の提言にもありますが、地域の防災力向上のため、自治会長会でも防災マップづくりの取り組

みをお願いをしてきたところでございます。集落、地域における危険箇所の把握や一時的に避難する安全な場所の確認、昨年の浸水状況や地域内における課題について、地域住民の方々が、自分達の目で確認し、皆で、地域の現状を認識し、災害時に自分たちが、どう行動すべきか、課題をどう解決していくかなど、地域の役員、リーダーの方々が、それぞれの自治会で防災マップづくりを通して、実践をしていただくための講習会を地域づくり協議会のご協力をいただきながら、現在進めております。現在までに、徳久、久崎、佐用の3地域づくり協議会で実施し、これからも1月にかけて5地域においても実施の予定でございます。職員も管理職、企画防災課の職員を中心に、ひょうご地域防災サポート隊の補助者として防災マップづくりに参加し、地域の方々と共に、災害を少しでも軽減できるように、防災対策に取り組んでおります。今回の講習会は、風水害を中心にしたものでございますが、今後は、地震災害における対応も進めながら、地域の防災力向上と、町全体の防災力の向上に努めて参りたいと考えております。

続きまして、国勢調査の結果について、ご報告をさせていただきます。本年10月1日に実施されました国勢調査につきましては、まだ、速報数値も出ていない状況で、今後数値が変わる可能性もございますが、現在取りまとめております数値をご報告を申し上げます。今回の数値は、町全体で、人口は1万9,273人で、前回に比べて1,739人の減少となり、2万人を大きく割り込む結果となっております。世帯数では、6,291世帯で、222世帯の減少でございます。人口で8.3パーセント、世帯数で3.4パーセントと、大幅な減少となる見込みでございます。

最後に、本年11月26日、国の補正予算第1号が成立したことに伴い、地域活性化交付金が、各都道府県、市町村に交付される運びとなりましたので、その交付限度額等について、ご報告をいたします。交付金は、10月8日に閣議決定された、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の中に、地域活性化策として盛り込まれたもので、きめ細かな交付金と、住民生活に光をそそぐ交付金の2種類が創設をされました。試算の段階ではございますが、交付限度額が国から示され、きめ細かな交付金が、1億8,866万4,000円。住民生活に光をそそぐ交付金が、3,441万7,000円。それぞれ佐用町に交付される予定でございます。きめ細かな交付金につきましては、平成21年度に創設された、地域活性化・きめ細かな臨時交付金と同様、地域の活性化ニーズに応じて実施する、きめ細かな事業への充当を予想しております。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、これまで住民生活にとって、大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野への充当が求められており、具体的な施策といたしましては、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりなどが例示されてあります。現段階では、交付限度額の試算が確認されただけで、制度要綱、交付要綱等が、まだ示されておられません。今後の手続き等が明らかになり次第、佐用町として、速やかに対応しなければならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布をしており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

日程第 4 . 議案第 91 号 財産の取得について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 4、議案第 91 号、財産の取得についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 91 号、秀谷残土処分地に係る財産の取得につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の財産の取得につきましては、昨年の大水害によって、被災を受けた千種川ほか 5 河川において兵庫県が実施する緊急河道対策事業や、町が行う災害復旧事業等で発生する残土の処分地として取得するものでございます。

取得する不動産の内訳といたしましては、田、4,102 平米。畑、1,378 平米。山林、42 万 525 平米。原野、753 平米。合計、42 万 6,758 平米であります。筆数といたしましては、130 筆あり、取得価格総額 1 億 3,555 万 8,400 円で、佐用大坪生産森林組外 35 名と、それぞれ不動産売買契約を締結しようとするものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） あの、財産の取得で 130 筆に対する土地の明細一覧を提出いただいております。これで、だいたい内容が分かるんですけども、1 点お伺いしたいのは、公簿面積と買収面積との差ですね。130 筆中、佐用 2695-1 の、地目山林の、これだけが公簿面積と買収面積が違っているわけですけども、これは、非常に、この違い少ないんですけども、地籍調査等が済んでいるとか、そういったことなのか、従来、こういう提案の場合、公簿面積、買収面積、相当違っているのが多いんですけども、そのあたりは、どうしてでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この地番につきましては、この土地がですね、2 つの谷にまたがる土地ということで、今回取得する部分の部分を県の方にお願いしてですね、分筆して、実

測地というような形で買収をさせていただいております。そういう関係上、この部分については、公簿面積と違うということになっております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） いや、あのね、従来、山林や何やらでは、もうこれ、地籍調査済んでいるんですかね。公簿と実測面積違うんだけれども、そのあたりは、原因が何かということを知っているんですけれども。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この部分につきましては、まだ、地籍調査については、まだ、これからでございます。

〔鍋島君「ああ、そうですか。ここはやってないの」と呼ぶ〕

建設課長（上野耕作君） はい。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、他にありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 2点ほど、確認というか、お伺いをしたいんですけど、まず、1点目なんですけど、議案書の方に、取得の相手方ということになっている、佐用大坪生産森林組合、これ名称から言って、法人格を有するものなのか、あるいはその、通常、よく、その、部落有なんかの所有の土地を、名義上、こういうふうな名称で総称して、名義上、計上している名称だけの生産森林組合なのか、それを1点。

それから、2点目が、この取得全体の中で、かなり相続関係があるというふうに、事前には聞いておったんですけれども、そのあたり、まあ、相続も含めての取得見込みに対する同意率が、どの程度までいって、今後、その、取得の、要は、見込みですね、最終的には、そういうふうな代理登記も含め、ええっと、相続関係も整理して、契約が最終的に整うのが、どの程度の時期を見込んでいるのかというのが、2点目、それをお伺いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この佐用大坪生産森林組合でございますけれども、これにつきましては、法人でございます。

それから、相続の関係でございますけれども、基本的には、全ての相続の、相続者の決定を行っていただいて、現在、相続人につきましても、書類の方は、調べております。

で、今回、議決をいただきまして、直ぐに、こういう関係の書類を全て処理させていただいて、早い時期に、お支払の方を、させていただきたいというように考えております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

1番（石堂 基君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第91号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第91号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第91号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第5 . 議案第92号 播磨高原広域事務組合理約の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、議案第92号、播磨高原広域事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第92号、播磨高原広域事務組合理約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の規約変更は、組合が共同処理する事務のうち、第3条第6号に規定するサッカー場の設置及び管理運営に関することという項目を削除しようとするものでございます。

サッカー場につきましては、平成 21 年度に完了した木戸口公園の整備事業によりまして、平成 22 年 4 月からは、この公園施設の一部となっております。このため、組合が共同処理する事務のうちの都市公園木戸口公園の設置及び管理運営に関することという項目で管理運営が可能となりますので、当該項目部分を削除整理しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今の議題にしております、議案第 92 号につきましては、地方自治法第 290 条の規定に伴う議会の議決をするにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定により、教育委員会の意見を聴かなければならないことになっております。よって、議案第 92 号につきましては、佐用町教育委員会の意見聴取を行い、その回答をもって、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を行いますので、これで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 6 . 議案第 93 号 佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、議案第 93 号、佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 93 号、佐用町過疎地域自立振興基金条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回、制定しようとしています過疎地域自立振興基金は、過疎地域自立促進計画に計上された、ソフト事業に充当する過疎債相当額を積み立て、設置目的に掲げております住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正や美しい郷土づくりなど、後年度の地域振興事業に充てるために基金を設置しようとするものであります。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 93 号につきましては、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第 7 . 議案第 94 号 佐用町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 94 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 94 号、佐用町過疎地域自立促進計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法が、平成 27 年度まで、6 年間延長されたことにより、新たに計画を策定しようとするものでございます。

本計画の内容につきましては、町総合計画との整合性や前計画の実施状況、現状と問題点を把握しながら、自立促進につながる具体的な施策を総合的にまとめております。

計画期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間といたしております。

今回の計画では、過疎対策事業債の対象が、従来のハード事業中心からソフト事業にも拡充をされましたので、過疎地域自立促進特別事業や、その他事業などに、ソフト事業を計上をいたしております。

計画の実施にあたりましては、年度別の実施計画を策定し、計画的に、着実に事業実施ができるよう取り組んで参りたいと考えております。

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定により議会のご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 94 号につきましても、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定をいたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 8 . 案第 95 号 平成 22 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 95 号、平成 22 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 95 号、平成 22 年度農作物共

済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

この積立金の取り崩しにつきましては、農作物共済の損害防止事業の取り組みとして、近年増加傾向にある農作物の獣害被害防止柵等の設置に対し、町単独事業分に支援を行うもので、総額は180万円でございます。その内訳は、連合会請求分77万5,000円を除いた102万5,000円を特別積立金より取り崩すものであります。

佐用町農業共済条例第131条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、獣害防止での特別積立金の取り崩しということで、1つは、前年度、平成21年度も交付金総額180万円取り崩したという経過があります。で、前年度は、確か、6集落だったと思いますけども、この22年度は、何集落かということと。

この交付額、交付額というのは、180万を6で割れば30万ですけども、一律30万円というのは、そういう基準なのかどうかという点を、ひとつお願いします。

それから、2点目に、21年度は、180万円の内、連合会の請求分が86万1,000円。22年度は、77万5,000円、勿論、これは当初予算出てますけども、約8万何がし前年度より連合会請求分、少ないんですけども、これは、どういう基準で、このようになっているのか、この2点をお願いいたします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今年度180万円ですね、を、損害防止に使わせていただきたいというふうに思います。今のところ、あの、本年ですね、昨年の災害等でですね、防止が、獣害が多かったということで、今のところ、昨年同様ね、5集落か6集落ぐらいになると思います。まだ、最終的な集落の数ですね、まだ確定はしておりません。

それと、連合会の請求分でありますけども、連合会の交付要綱によってですね、前年度の90パーセントという規定がございますので、21年度より、まあ、下がっているという形になります。それで、連合会についてはですね、3年に一度こう、見直しをしていただきますので、21年度に見直しをされておりますので、今度、24年度にですね、その交付が見直しされるものと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、5、6 集落ということなんですけども、ちょっと確認したいのは、ええっと、農業共済に加入されている集落が、例えばですね、10 集落、仮にですよ、そういった獣害防止柵等ですね、対応しようとする場合に、この 180 万、2 年連続 180 万ですけども、特別積立金、確か、5,700 万ほどありましたけども、これを大きく、交付額を引き上げると。ああ、取り崩し額ですね、そういった対応というのは、要望があれば対応できるのかどうかね、そのあたりのことを聞いておきたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 前年度からですね、180 万という形です、取り崩しさせていただいております。これは、だいたい毎年のことなんですけども、5 年先を見通してですね、まあ、昨年のように水害が大きくなればですね、特別積立金を取り崩して、まあ、共済という形に割り振らんなんということもありますけども、まあ、そういうこと見越して、安全を図ってですね、現在まあ、180 万という形にしております。

で、獣害防止柵の財源についてはですね、この共済からの繰入も充当させていただいておりますし、県ですね、国の補助、また、単独という形です、財源を確保しながらですね、獣害防止柵の事業についてはですね、今後も、そういうことを見込みながら、対応していきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 180 万で、安全を見越すというんだけれども、そういう希望が多い場合はね、この金額、今の積み立て額からして、もっと大きく崩せるんじゃないかというようなことを思うんですけども、そのあたりの見解です。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） その年度です、被害、要望によってですね、変わってこようかと思えます。また、連合会とも協議しながらですね、そういう財源的にですね、苦しい時になればですね、そういう共済事業全体を見てですね、安全の中でですね、将来を見通した安全の中でですね、そういう対応はできると思えます。

〔鍋島君「できるんやな。はい」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより、議案第 95 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 95 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって議案第 95 号、平成 22 年度農作物共済事業の損害防止事業実施に伴う特別積立金の取り崩しについては、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 96 号 農作物共済無事戻し金の交付について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 96 号、農作物共済無事戻し金の交付についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 96 号、平成 22 年度農作物共済事業の無事戻し金の交付につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の農作物共済事業の無事戻し金の交付対象年度は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間であり、この間、共済金の支払を受けなかった共済加入者に、共済掛金の 2 分の 1 を限度として交付するものでございます。

その内訳は、水稻においては、交付対象者 630 名、交付総額 56 万 3,588 円。うち町負担分 42 万 2,691 円。連合会請求分 14 万 897 円。麦につきましては、交付対象者 3 名、交付総額 4 万 6,021 円。うち町負担分 3 万 4,516 円。連合会請求分 1 万 1,505 円であり、交付時期は、平成 23 年 1 月 25 日を予定をいたしております。

農業災害補償法施行規則第 24 条及び佐用町農業共済条例第 42 条の規定に基づき、何か、

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 失礼しました。

第 42 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

先ほど、私が、説明の中で、水稻における交付対象者 670 名ですけれども、630 名と何か、言ったようです。670 名に訂正をさせていただきます。どうぞ、よろしく願います。

す。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。
これより、議案第 96 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 96 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 96 号、農作物共済無事戻し金の交付については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 . 議案第 97 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 97 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 97 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
この度の一部改正は、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、現行の佐用町農業共済条例においても一部改正する必要が生じたものでございます。
主な改正内容は、農作物共済において、共済金額の農家選択の自由度の向上を図るため、最低補償を規定するとともに、家畜共済において、権利義務の承継がなされた場合の農業者の権利保護を図るため、共済責任開始日及び待期間の特例を設けるものであり、その他は、条例改正による整合性、語句の訂正等でございます。
ご承認賜りますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、3点質問させていただきます。

まず新旧対照表で言いますけども、第3条の4項ですね、で、家畜の、この継承についてやと思うんですが、この、今までの、この条例の中でですね、継承期間というか、その、次の人に渡すまでの間に、事故があって、その時には共済金は、どうされていったのか。まあ、これに足してあるからなかった、なかったと言うか、その、共済金は受け取っていないのかと思うんですが、それが1点と。

それから、35条のところ、改正案のところ、一番上の行です。35条と書いたところの農作物共済というのが、旧にはないのですが、なぜ、これが追加されたのか、それが2点と。

それから、3点目は、35条からいって、何ページになるん。改正案のところ、3項ですが、

議長（矢内作夫君） ちょっと、聞こえにくいので、はっきりお願いします。

8番（笹田鈴香君） すいません。米粉と、まあ、簡単に言いますと、米粉と飼料が、この共済の中に追加されたように、受け取っているんですが、佐用町で、この、今までにこういった該当者がいるのかどうか。この3点お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず最初のご質問でありますけども、牛のですね、AさんからBさん、例えば、簡単に言えばですね、ご主人が亡くなられて、奥さんにですね、引き続き継承される場合に、今までですね、主人で入られててですね、主人の名義で入られてて奥さんになった場合ですね、その待ち期間がですね、2週間ほど、共済が支払わない期間が設けられております。しかしながら、そういう継承の場合にですね、その2週間のうちにですね、廃牛、死廃になったりですね、そういう共済事故が起きる場合がございますので、その2週間をですね、期間を持たない。もう継続してできるようにですね、共済に入られて、そういうことになれば、共済金が支払われるようなですね、制度に、今回、改正するものであります。

ほな、今までは、そういう2週間程度ですね、そういう共済金が支払われない期間があったということですね、それをまあ、共済掛金者にですね、救済をする措置であります。

それとですね、2つ目の農作物共済というのはですね、まあ、これは語句の訂正でですね、この改正のところは語句の訂正ですし、それから、まあ、農業災害法の中でですね、今、再度見直されてですね、抜けている部分についてはですね、追加になったという部分であります。

それとですね、飼料と米粉の問題ですけれども、飼料と米粉についてはですね、生産調整の中でもですね、本年度から飼料なり米粉の作物のですね、制度もできております。そ

ういう中で、本年度から新たにですね、飼料と米粉の作物についてもですね、共済の対象にするということで、追加になったものでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） そしたら、最初の、その、ちょっと質問していたんですけども、その継承している間ですね、まだ、その期間が、該当しない期間ですけども、その時に、今までは、そういった事故とか、その死亡とか、そういったことはありましたか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） ええっとね、本町ではなかったと思いますけども、これはまあ、全国的な省令でありますので、全国的には、そういう例があるからですね、そういうことをないようにするための改正です。

それから、先ほどの質問の中で、米粉と飼料についてもですね、佐用町では、現在のところ、そういう対象はございません。過去にもございません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

8番（笹田鈴香君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、他に。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第97号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。議案第97号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第97号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 11、議案第 98 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 98 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

企業立地促進条例は、町内への企業立地を促進するために、奨励措置を講じ、本町の産業の振興と雇用機会の確保を図ることを目的にいたしております。

奨励金額は、課税が免除された固定資産税の額のうち、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定により、基準財政収入額となるべき額から控除される額に相当する額を支給すると定めております。

あわせて旧南光地域は、みなし地域として他の地域と同様に支給できるように定めておりましたが、平成 22 年 3 月に過疎地域自立促進特別措置法が改正され、佐用町全域が過疎対象地域となったことから、みなし地域に奨励措置を講ずる箇所の条文を削除するものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 98 号につきましては、12 月 22 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第 12．議案第 99 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12、議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、キャビン棟におきましては、現在、定員を 29 人といたしておりますが、25 人を超えると 1 人増えるごとに、1 泊で 1,600 円。休憩 3 時間未満で 500 円。3 時間以上で 700 円を加算することといたしております。この加算する料金体系のため、利用を取りやめられる方や、改善を要望される声を多く聞いております。施設内のコテージや町類似施設の笹ヶ丘荘、西はりま天文台公園においても料金を割増するような設定をしてないことから、

現行 25 人を超えると 1 人増えるごとに加算する料金体系を、今回の改正により見直すものでございます。

次に、観察棟及びツリーハウスにつきまして、区分・単位を、宿泊 1 泊から 1 回に改めるとともに、金額欄の電源使用料 500 円増について、使用区分の明確化を図るため、附属設備使用料欄に、電源屋外コンセントとして移行いたします。

更に、オートテントサイト及びフリーテントサイトにつきましても、区分・単位を 1 区画から 1 回に、現状に合わせ改正するとともに、現行、午前 8 時から 5 時までといたしております使用時間について、受付時間、8 時 30 分から午後 4 時 30 分の関係から、午前 9 時から午後 4 時までに見直しを行います。フリーテントサイトについては、近年、テントが大型化したことや、ターフを持ち込む利用者が増え、現状に比べ、より広い敷地面積が求められております。より多く皆さんに利用していただき、満足していただくために、1 区画当たりの利用面積を 1.5 倍程度に拡張することといたしており、これに伴い使用料も現行 1,000 円から 1,500 円に改正しようとするものでございます。また、同表に注として、1 棟または 1 区画当たりの金額とする。を追加をいたします。

次に、附属設備使用料について、条例を規定しているもののうち、施設使用に附随するものと消耗品的なものがあり、消耗品的な物品については、使用料の上限を 1,000 円の範囲内で別途規則に定めようとするものでございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 99 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 99 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第 99 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 13 . 議案第 100 号 佐用町学童保育条例の制定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 13、議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本町の学童保育は、平成 18 年度より佐用マリア幼稚園で通年実施、三日月小学校と上月小学校で夏季特別学童保育を試行的実施により行ってまいりました。

この条例案は、平成 23 年度から、全小学校に就学する 3 年生以下の児童を対象に、年間を通しての実施とし、学童保育の運営や事業内容、保育料などを規定したものでございます。特に、学童保育の保育料につきましては、所得に応じて、減免・免除するものとしたしております。

実施においては、入所申込みの状況にもよりますが、夏休み等の長期休業中の特別学童保育における指導員の確保や施設の整備、児童の移動手段など、課題も多くございますが、労働等により、学童保育を本当に必要とする保護者の要望に応えていくものとしております。

以上で、説明させていただきますので、ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 100 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題となっております、議案第 100 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって議案第 100 号、佐用町学童保育条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 14 . 議案第 101 号 工事請負契約の締結について（橋梁復旧工事 月の瀬橋）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 14、議案第 101 号、工事請負契約の締結について、橋梁復旧工事、月の瀬橋を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 101 号、工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事は、平成 21 年災害において流出した、佐用町上三河、月の瀬橋の橋梁復旧工事でございます。

工事概要は、橋長 36.7 メートル。有効幅員 4 メートル。付帯工事といたしまして、左岸

右岸の取り合い護岸工、並びに排水路等を施工し、工期は、平成 23 年 10 月 10 日までと予定いたしております。

施工位置につきましては、現橋があった位置より約 4 メートル下流に架設することにより、左岸右岸の農道と整合をさせております。

先月、11 月 26 日、佐用町生きがいづくりセンターで、プレストレストコンクリート協会加盟の 9 社をもって、指名競争入札に付した結果、請負契約額 5,722 万 5,000 円。うち取引に係る消費税額 272 万 5,000 円。契約の相手方は、尼崎市東難波 5 丁目 17 の 18、ピーシー橋梁株式会社神戸営業所所長、山本吉人氏に落札を決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会のご承認をお願いするものでございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、質問いたします。橋梁工事で町内業者との関係でね、それで、お尋ねしたいんですが、従来から、橋梁工事で、下部工工事ですね、下部工工事は、町内業者を指名して、発注するというパターンで来ております。現に、県工事でも、今、久崎で虚田橋の工事が始まっていますが、あれは、下部工が光土木ということですね、やっております。まあ、そういうことからしたら、町内業者をね、優先というのは、町長の方針だということなんですけれども、下部工、上部工分けての、いわゆる分割発注ですね、これをすれば、当然、町内業者も入れるわけですから、そのあたりの点は、なぜ、とられなかったか。

実は、この前に、中三河の鍛冶屋橋のね、あれは、予定価格 4,000 万円でしたけども、下部工と分けずに、発注されています。そのあたり、何か、基準が何か持っておられるのか。それとも、町内業者が、対応できないというようなことなのか、そのあたりの見解を伺いたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回ですね、上下部合同でさせていただきましたのは、これは災害復旧工事ですね、上下部一体として査定を受けさせていただいております。で、下部についてはですね、まあ、構造物をつくりますので、町内業者。上部はですね、ピーシーですから専門業者ということも考えたわけですけども、農政局ともですね、調整して、別々に発注すると経費が増加します。それによってはですね、補助は認められないというですね、協議はしたんで、補助は認められない。単独費でやらなければならないという、査定は、まあ、1 本で受けておりますので、それを超える分についてはですね、単独費で

みなければならないというお話もありましたのでですね、今回、早期に復旧をするという趣旨も含めてですね、上下部一体でですね、発注をさせていただきました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 直接関係ないかもしれませんが、それは、県の河川改修工事では、さっき言うたように、久崎なんかは、光土木がね、虚田橋、下部工をやっておるわけですけれども、あれは、もう、そういった補助金は認められないけれども、県がやっておるというようなことなのか、県と町との基準が違うんか、そのあたりは、どのように考えられますか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 河川改修とかですね、例えば、道路改良とかですね、そういうものについては、全体事業費の中でですね、上下部を分けて発注するということですね、経費が、その中で賄えればですね、上下部発注するということがあります。

ただ、今回ののは、災害復旧で、単体で査定を受けておりますので、その経費はですね、上乘せ分がまあ、お願いはしたわけですけど、みていただけなかったという形になっております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） それと、後ね、今回、ピーシー橋梁、株が、落札しておりますけれども、いわゆる独占禁止法、独禁法違反でね、本年5月22日に公取委が、同意審決ですか、行っております。当然、ピーシー橋梁に対して、勿論、ピーシー橋梁は同意しておるわけですから、この独禁法違反を認めたとということで、そういった手順を踏んでいるみたいですね。

それで、本町の指名停止基準からしてですね、こういう審決があった場合、例えば、県がやる事業においても、一定の基準を設けているというように思うんですね。この同意審決というのは、近畿地方整備局関連の工事に対する同意審決ということになっておりますから、本町の指名停止基準から見て、このピーシー橋梁の落札、指名は、問題なかったのかどうか。そのあたりの見解を聞いておきたいんですけども。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 指名停止等、こういう問題があった時にですね、町としては、県の指名停止等に準ずるとい形を取っておりますのでね、町独自に、まああの、町内業者であれば、当然まあ、町の裁量の中でやっておりますけども、広範囲の業者につきましては、県が停止されれば、それに準じて町としても、その処分を行ってきておりますのでね、今回、まだ、それが出てないということで、指名をしたということでございます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいな。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 開札、入札見ますと、9社入札で、3社が辞退ということですが、辞退の理由は、何でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回ですね、9社、指名をさせていただきました、3社辞退をされております。

この辞退の理由についてはですね、国土交通省の関東整備局、また、近畿地方整備局のですね、福島県発注のPC工事の関係で、独占禁止法に関して、公正取引委員会から審決を受けた。その間のですね、指名じゃなしに、営業停止のですね、処分がですね、ひょっとしたら、この時期に出るんじゃないであろうかという予測を基にですね、その業者がですね、入札を辞退したということです。

なら、丁度、本日の本会議でですね、可決いただければですね、本契約になるんですけども、その期間中に契約をするということになればですね、営業停止の期間中になるということが、重複することが予測される業者については、辞退をされたという形です。

今回のについてはですね、ピーシー橋梁さんについてはですね、何ら問題はございません。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

5番（金谷英志君） いいです。

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） これ、災害復旧ということなんで、その、橋の幅員とか、そういうのんは、前と同じなんですか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回の橋梁についてはですね、先ほど、町長が提案説明されましたように、4メートルです。

それで、現橋は、2メートルそこそこの橋でした。で、前後のですね、農道が、農道の幅員ですね、4メートルありますので、4メートルある場合についてはですね、4メートルで災害の申請をすることができるという文言がありましたので、それを活用させていただいて、査定官とですね、立会官に、そういう文言でですね、まあ、説明をさせていただいて、認めていただいたということです。

まあ、認めていただけない場合もあるんですけども、今回は、前後に、そういう農道がある。そのために、4メートル下流ですね、ずらして、その農道と整合さす。それによって、4メートルをお願いをして、認めていただいたということで、現橋の橋よりですね、幅員は広げてございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本安夫君。

12番（岡本安夫君） 現橋より大きくなったということで、その、地元負担とか、そういうのは、変更はないんですか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 4メートルでですね、認めていただいておりますので、それについての98点何パーセントの国費が付いておりますので、受益者負担についてはですね、厳密に言えば2メートルですれば、もう少し金額安いと思いますけども、4メートルにしましたので、その分は、増えると思いますけども、受益者負担の率はですね、変更はございません。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

12番（岡本安夫君） はい。

議長（矢内作夫君） 他に、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第101号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第101号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 101 号、工事請負契約の締結については、橋梁復旧工事、月の瀬橋は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫く、暫時休憩をさせていただきたいというように思います。よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） それでは、再開、10 時 45 分ということをお願いします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 44 分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、全員お揃いですので、少し早いんですが、休憩を解きまして、会議を続行いたします。

-
- 日程第 15 . 議案第 102 号 平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 16 . 議案第 103 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 17 . 議案第 104 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 18 . 議案第 105 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 19 . 議案第 106 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 20 . 議案第 107 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 21 . 議案第 108 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 22 . 議案第 109 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
日程第 23 . 議案第 110 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 24 . 議案第 111 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 25 . 議案第 112 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 26 . 議案第 113 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 27 . 議案第 114 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 28 . 議案第 115 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 15 ないし日程第 28 について一括議題といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。

議案第 102 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 103 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 104 号、平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 105 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 106 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 107 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 108 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 109 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について。

議案第 110 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 111 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 112 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 113 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 114 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 115 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 102 号から議案第 115 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 102 号、平成 22 年度佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）から説明をいたします。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 7,566 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143 億 7,984 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によって、歳入から説明をいたします。

地方交付税につきましては、9,455万円を増額計上し、普通交付税の総額を54億9,854万8,000円といたしております。先に成立した国の補正予算により、地域活性化策として地方交付税の追加措置が取られ、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の再算定と、調整額の復活が行われることに伴うものでございます。

分担金及び負担金は、952万8,000円を増額でございます。うち分担金におきましては、総務費分担金及び農林水産業費分担金につきまして、それぞれの予定事業量を精査し、202万5,000円の減額。負担金におきましては、総務費負担金及び土木費負担金につきまして、事業の追加等により1,155万3,000円を増額をいたしております。

国庫支出金は、3,264万8,000円の減額でございます。うち国庫負担金は7,516万7,000円の減額で、児童手当及び子ども手当の精算見込みに伴うものが主なものでございます。国庫補助金につきましては、国の経済対策に呼応し、上月小学校の大規模改造事業の工事等を前倒し実施することに伴う安心・安全な学校づくり交付金の追加など、4,204万2,000円を増額計上いたしております。国庫委託金は、地域伝統文化総合活性化事業委託金47万7,000円を追加いたしております。

県支出金におきましては、3,651万9,000円を減額いたしております。うち県負担金3,286万3,000円の減額は、国庫負担金と同様、児童手当及び子ども手当の精算見込みが主な内容でございます。

次に県補助金でございますが、新型インフルエンザワクチン接種助成事業、地域農業再生対策事業、改正農地法等を踏まえた農地基本台帳の整備に係る農地制度実施円滑化事業、倒木処理対策事業、県単独補助治山事業、平成21年度台風第9号等災害対策中小企業融資利子補給事業などの事業量増加に対応する一方、中山間総合整備事業、過年発生農林災害復旧事業などについては減額を行い、全体で348万2,000円の減額でございます。県委託金につきましては、統計調査費関係を整理いたしまして17万4,000円の減額でございます。

寄附金におきましては、指定寄附金の追加計上と、農林水産施設災害復旧費寄附金の減額によりまして、80万円を減額いたしております。

繰入金におきましては、7,296万2,000円の減額でございます。うち特別会計繰入金72万7,000円の減額は、介護保険特別会計サービス勘定の分でございます。基金繰入金につきましては、7,223万5,000円を減額。この内訳は、財政調整基金繰入金7,231万5,000円の減額と、災害遺児等修学・生活支援基金繰入金8万円の増額でございます。

諸収入におきましては、3,861万9,000円を増額でございます。後期高齢者医療療養給付費負担金の平成21年度精算による還付金2,719万8,000円、落雷被害を受けました佐用保育園及び子育て支援センターに対する町有建物災害等共済金347万円、その他いたしまして倒木処理事業に伴う木材の処分代金77万8,000円などが、雑入の主なものでございます。

町債におきましては、3億7,590万円を増額補正でございます。主なものといたしまして、過疎地域自立促進特別措置法の改正により、ソフト事業への拡充が図られた過疎対策事業債8,600万円、戦橋架け替え事業の前倒し実施に伴う合併特例事業債1億6,150万円、上月小学校校舎大規模改造事業及び三日月中学校特別校舎耐震化事業の前倒し実施等に伴う合併特例事業債7,350万円の追加計上を行っております。

次に、歳出について説明をいたします。

各款における人件費関係は、職員の給与改正に伴う基本給、期末勤勉手当等の改定による減額と、人事異動等による増減などを調整いたしております。以下、人件費につきまし

ては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

まず、議会費でございますが、26万6,000円の減額。すべて人件費関係の経費でございます。

総務費は、640万9,000円を減額いたしております。うち総務管理費につきましては、訴訟等に係る弁護士相談料105万、町施設における事故等に係る賠償金57万7,000円、上月支所庁舎へのオストメイトトイレ設置工事費65万円、光ファイバー網移設等の工事費1,589万1,000円などを追加いたしておりますが、人件費等の減額整理が大きく、全体で763万1,000円の減額でございます。徴税費85万円の増額、戸籍住民登録費25万円の増額は、すべて人件費でございます。統計調査費につきましては、国勢調査事務費の整理等を行い、12万2,000円の増額でございます。

民生費は、1億745万1,000円の減額でございます。うち社会福祉費では、2,767万7,000円を増額。障害者小規模通所援護事業178万5,000円、障害福祉サービス費等障害者支援費1,838万5,000円などの追加計上が主なものでございます。児童福祉費につきましては、児童手当及び子ども手当を1億5,439万円減額、落雷により故障した火災報知設備の修繕料を佐用保育園分として337万6,000円、子育て支援センター分として9万4,000円追加計上するなど、合計1億3,769万2,000円の減額でございます。国民年金事務取扱費256万4,000円の増額は、すべて人件費でございます。

衛生費は、1,078万4,000円を増額いたしております。うち保健衛生費では、新規事業といたしまして、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンの予防接種委託料の追加906万円、新型インフルエンザワクチン接種助成事業費147万6,000円の増額など、1,057万4,000円を増額。清掃費につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金237万2,000円を増額、人件費の減額と合わせまして21万円の増額となっております。

農林水産業費は、130万9,000円を減額いたしております。うち農業費は、1,833万4,000円の減額でございますが、増加分といたしまして、農地基本台帳のシステム整備委託料241万6,000円、野生動物防護柵設置費補助金505万4,000円、地域農業再生対策事業補助金1,576万5,000円の増額。減少要因といたしましては、団体営ため池等整備事業費579万円、中山間地域総合整備事業費におきましては、新規事業の計画策定の延期等によりまして1,930万円の減額でございます。林業費につきましては、倒木等処理対策事業委託料を634万7,000円、治山事業費896万5,000円の増額などにより、1,702万5,000円を増額いたしております。

商工費は、289万3,000円の増額で、災害対策融資利子補給金150万円の増額などを計上いたしております。

土木費は、1億9,213万4,000円の増額でございます。うち土木管理費78万4,000円の減額は、すべて人件費でございます。道路橋梁費は、1億9,623万4,000円の増額で、にはりま環境事務組合に係る周辺整備事業、三ツ尾久保線支線の改良費600万円、戦橋の架け替え事業の委託料1億7,000万円などを追加計上いたしております。河川費につきましては、500万円の増額で、周辺整備事業、尾崎川の工事費の増額などでございます。下水道費918万3,000円の減額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。住宅費につきましては、86万7,000円の増額で、人件費の減額整理のほか、中上月住宅の下水道接続工事費500万円の追加計上などを行っております。

消防費は20万9,000円の減額でございますが、追加経費といたしまして、常備消防の備品費44万5,000円を計上いたしております。

教育費は、1億3,040万6,000円の増額でございます。うち、教育総務費は、2,358万7,000円の増額補正で、人件費のほか、平成21年台風第9号災害遺児等修学・生活支援金8万円の増額を計上などを行っております。小学校費は、上月小学校校舎大規模改造事業

に係る工事費 1 億円の追加など、1 億 458 万 4,000 円の増額でございます。中学校費につきましても、三日月中学校特別校舎耐震化事業に係る工事費 1,000 万円の追加など、1,037 万 5,000 円の増額でございます。社会教育費は、1,475 万 4,000 円の減額で、人件費の減額整理のほか、文化財保護費におきまして、文化庁委託事業、地域伝統文化総合活性化事業、経費 47 万 7,000 円の追加計上などが主な内容でございます。保健体育費におきましては、学校給食地場農畜産物利用拡大事業助成金 300 万円、旧南光給食センター用地の原形復旧に係る補償金 400 万円の追加など、661 万 4,000 円を増額いたしております。

災害復旧費は、6,609 万 1,000 円の増額でございます。うち農林水産施設災害復旧費は、895 万 6,000 円を、公共土木施設災害復旧費は 6,654 万 5,000 円を、それぞれ増額。教育施設災害復旧費につきましては、950 万 7,000 円の減額で、各費目とも事業の進捗状況、あるいは精算見込みによりまして補正を行っております。公営企業災害復旧費につきましては、簡易水道事業特別会計への災害復旧事業費に係る繰出金 9 万 7,000 円の増額でございます。

諸支出金は、8,900 万 4,000 円の増額でございます。うち公営企業費 300 万 4,000 円は、水道事業会計における高料金対策など、繰出基準に基づく繰出金の整理でございます。基金費につきましては、過疎対策事業債のソフト事業分を各該当事業費へ充当した結果、生じた振替財源 8,600 万円を、過疎地域自立振興基金に積み立てるべく措置をいたしております。

次に、債務負担行為の補正でございますが、第 2 表、債務負担行為補正のとおり、商工業者を対象とした災害対策融資利子補給事業の需要額の増加によりまして、限度額を 1,040 万円から 1,750 万円に引き上げ、利子補給期間の 3 年が平成 25 年度まで及ぶケースもありますので、期間を 1 年延長するものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第 3 表、地方債補正によりまして説明をいたします。地方債の追加は、過疎地域自立促進事業 8,600 万円。ソフト事業への拡充分の起債予定額でございます。

地方債の変更は、6 つの事業で行っております。

農業生産基盤整備事業は、今回の補正予算で事業費を調整した結果、起債額の減額が見込まれるため、限度額を 2,200 万円に改めました。

道路新設改良事業につきましては、戦橋の架け替え事業の追加に伴い起債限度額を 2 億 5,910 万円に改めます。

義務教育施設整備事業は、上月小学校校舎大規模改造事業及び三日月中学校特別校舎耐震化事業の追加などによりまして、起債限度額を 1 億 3,490 万円に改めます。

農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業につきましては、事業を精査する中で起債額の増加が見込まれるため、起債の限度額をそれぞれ 2,730 万円、2 億 6,740 万円に改めます。

社会教育施設災害復旧事業につきましては、上月体育館の自家発電装置復旧事業について、事業費を一般財源で賄うこととし、起債予定額を全額減とするものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算案（第 3 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。

議案第 103 号、平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ 1 億 4,951 万 4,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 598 万 3,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。国庫支出金は、3,516 万 5,000 円の増額で、主なものは、療養給付費等で 2,356 万 7,000 円の増額。財政調整交付金で 1,159 万 8,000 円の増額とな

っております。療養給付費等交付金では、4,073万7,000円の増額となります。前期高齢者交付金は7,531万円の増額。県支出金のうち県財政調整交付金は、706万1,000円の増額となっております。繰入金は、875万9,000円の減額で、一般会計繰入金の職員給与等の繰入金で1,002万8,000円を減額し、財政安定化支援事業繰入金で126万9,000円を増額いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。総務費の総務管理費は、職員にかかる人件費でございますので省略をさせていただきます。一般管理費で、国保システム開発委託料に252万円を増額いたしております。保健給付費でも1億8,858万円を増額いたしております。主なものは、療養諸費で、一般及び退職被保険者の療養給付費等の増額により1億5,500万円。高額療養費で、一般及び退職被保険者の高額療養費が3,358万円の増額となります。後期高齢者支援金等で3,094万4,000円の減額。前期高齢者納付金等で29万3,000円の減額となっております。介護納付金では31万8,000円の減額でございます。

以上、佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第104号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,845万7,000円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。繰入金のうち30節、職員給与等繰入金で5万2,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、総務費のうち3節、職員手当等の人件費について、人事院勧告による改定により、5万2,000円を減額をいたします。

以上、佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第105号、平成22年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ9,065万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を18億9,524万円とし、サービス事業勘定では、歳入歳出項目において同額の増減がありますが、歳入歳出総額902万4,000円の変更はございません。

まず、事業勘定の歳入についてご説明をいたします。国庫支出金では、介護給付費負担金を1,889万7,000円、調整交付金835万8,000円をそれぞれ増額をいたしております。支払基金交付金では、介護給付費交付金2,839万7,000円を増額。県支出金では介護給付費負担金1,186万8,000円を増額いたしております。繰入金では、一般会計繰入金で介護給付費繰入金1,183万2,000円を増額し、その他一般会計繰入金のうち、職員給与費繰入金441万7,000円を減額。基金繰入金で介護給付費準備基金繰入金269万3,000円を減額し、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金41万7,000円を増額いたしております。今回新規に、町債で財政安定化基金貸付金1,800万円を皆増いたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。総務費で主なものについては、一般職員の給料223万1,000円、職員手当等146万4,000円をそれぞれ減額いたしております。保険給付費では、介護サービス等諸費で8,676万7,000円、高額介護サービス等費で200万円、特定入所者介護サービス等費で589万2,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に、サービス事業勘定の歳入についてご説明をいたします。介護給付費収入では、居宅介護サービス計画費収入を1,000円減額し、反対に居宅支援サービス費収入を1,000円増額いたしております。

歳出につきましては、サービス事業費で居宅支援サービス事業費を72万7,000円増額

し、諸支出金で一般会計繰入金 72 万 7,000 円を減額をいたしております。

第 2 表地方債補正におきましては、財政安定化基金貸付金について、1,800 万円の限度額等を追加いたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 106 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 2,435 万 5,000 円とするものでございます。本会計の補正予算につきましては、施設職員の人件費及び施設管理費に伴う過不足と、受託事業の短期宿泊事業の実績に合わせて計上させていただきました。

まず、歳入より説明を申し上げます。繰入金で一般会計繰入金 22 万 7,000 円を減額、諸収入の受託事業収入においては短期宿泊事業 13 万 7,000 円を増額、雑入においては短期宿泊事業食事代 2 万 7,000 円を増額をいたしました。

続いて、歳出でございますが、老人ホーム費では、施設職員の人件費及び施設管理費で、職員の給与および職員手当等の改正に伴い 91 万 8,000 円を減額、共済費につきましては負担率の改正等により 29 万 1,000 円を増額、賃金については宿直代行員を 4 月より 1 名増員したことに伴い 40 万円の増額をいたしております。需用費において、水道料、下水道使用料を増額する一方で、光熱水費の電気料、ガス代及び賄材料費等を減額することにより、差し引き 16 万 4,000 円の増額となるものでございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 107 号、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についての提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,072 万円を追加し、歳入歳出の総額を 8 億 8,234 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、第 1 表に基づき、歳入から説明をいたします。分担金及び負担金は、宅地造成に伴う工事負担金で 357 万円を追加し、国庫補助金は簡易水道災害復旧事業に伴う補助金 187 万 5,000 円を追加をいたしました。諸収入では、町道大畑線改良工事に伴う水道管移設工事の補償費 300 万円でございます。

次に歳出では、管理費を給与改定による職員給与等不用額及び工事請負金、原材料費不用額 602 万 2,000 円を減額いたしました。建設改良費で、国道 179 号茶屋地区水道管移設工事、県道穴粟徳久線水道管移設工事、宅地造成水道管布設工事の費用 1,627 万円を追加をいたしました。簡易水道災害復旧費では、本位田水管橋架設計委託料 340 万円、工事請負費不足額 707 万 2,000 円を追加をいたしました。

第 2 表、地方債補正におきましては、災害復旧事業におきまして、限度額を 5,550 万円に変更いたしております。

以上、平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 108 号、平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 647 万 4,000 円を追加し、総額 9 億 442 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入の主な補正の概要からご説明をいたします。公共下水道事業負担金及び加入金をそれぞれ 67 万 5,000 円、使用料収入を実績により、200 万円を追加し、一般会計繰

入金 918 万 3,000 円を減額をいたしました。諸収入では、下山脇橋実施設計委託県補償費 1,000 万円を追加をいたしました。

次に、歳出の補正の主な概要を説明をいたします。一般管理費では、給与改定に伴う不用額 1,493 万 8,000 円を減額し、建設改良費の増額は公共下水道実施設計委託料等 2,141 万 2,000 円を追加をいたしました。

第 2 表、地方債補正におきましては、資本費平準化債につきまして、起債の限度額を 2 億 5,210 万円に変更いたしております。

以上、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 109 号、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72 万 1,000 円を追加をし、歳入歳出の予算総額を 5 億 5,903 万 3,000 円に改めるものでございます。

歳入の主な補正の概要からご説明をいたします。今回の主な補正は、国庫補助金 100 万円を追加し、一般会計繰入金 33 万 8,000 円を減額、さわやか協議会会計繰入金 5 万 9,000 円を追加するものでございます。

歳出では、浄化槽管理費の消費税を精算に伴う不用額を 260 万円減額し、農業集落排水施設管理費の一般管理費を給与改定に伴い、167 万 9,000 円減額をいたしました。農業集落排水施設建設改良費では、宮橋測量調査設計費 500 万円を追加をいたしております。

以上で、平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 110 号、平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 1 号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入に県指定管理料と寄附金、繰越金を増額し、繰入金を減額して、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 125 万 2,000 円を増額補正して、歳入歳出の総額を 1 億 9,299 万 6,000 円といたしております。

内容について、ご説明申し上げます。

歳入では、県支出金で 76 万 6,000 円を増額。寄附金では、瀬戸内オーリーブ基金による 14 万 7,000 円を増額。繰入金で、45 万 6,000 円を減額。繰越金で 79 万 5,000 円を増額いたしております。

歳出では、社会教育総務費で 75 万 5,000 円を減額。グループ用ロッジ運営費で 39 万 7,000 円を増額。天文台公園運営費で 121 万 2,000 円を増額。諸支出金の基金費で 39 万 8,000 円を増額いたしております。

また、これらの詳細につきましては、事項別明細書を添付いたしておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

以上で、平成 22 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 111 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この補正予算の内容は、既定の歳入歳出から歳入歳出それぞれ 159 万 5,000 円を増額し、予算総額を 1 億 1,606 万 3,000 円といたしております。

まず、歳入につきまして、一般会計繰入金を 159 万 5,000 円増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 159 万 5,000 円の増額で、その主なものは、人事院勧告の給与改定等による人件費 6 万円の減額と、需用費におきましては、当初計上していた施設等の修繕料が不足する見込みとなったことから修繕料 50 万円の増額と工事

請負費におきましては、自動火災報知設備の老朽化による更新費用として 115 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）の説明とさせていただきます。

次に、議案第 112 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 1 号）について提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 9,000 円を減額し、予算総額を 2,806 万 6,000 円といたしております。補正減の理由は、人件費の減額によるものでございます。

まず、歳入におきまして、診療報酬等収入を 2 万 9,000 円減額いたしました。

歳出におきましては、総務管理費で人件費等を 2 万 9,000 円減額いたしております。

以上、佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 113 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出に、歳入歳出それぞれ 5,811 万 2,000 円を増額し、予算総額を 7,817 万 8,000 円といたしております。

補正内容は、去年の災害に伴い、県において住民の皆様方が安全で安心して暮らせるために、大規模な河川改修工事を行っていただきますが、この工事に伴い住居が起業地に含まれ、移転をお願いしなければならない方々が、たくさんございます。しかし、自ら移転先を探すのは難しく、町に移転先用地の斡旋を求められる方もおられます。こうしたことから、移転先用地を確保するため県をお願いをして、佐用町長尾にあります佐用高等学校の旧校長官舎跡地と隣接する実習田を買収して、宅地造成工事を行うための増額補正でございます。

まず、歳入につきまして、宅地造成基金繰入金を 481 万 2,000 円と、宅地造成事業債を 5,330 万円増額をいたします。

歳出につきましては、宅地造成事業費 5,811 万 2,000 円を増額し、その主なものは、登記や物件調査のための委託料 184 万 7,000 円。造成工事や下水道工事のための工事請負費 2,300 万円。用地購入のための公有財産購入費 2,519 万 5,000 円。上水道工事にかかる負担金補助及び交付金 357 万円。補償補填及び賠償金 450 万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

第 2 表におきましては、宅地造成事業に係る地方債について、5,330 万円の限度額等を追加をいたしております。

以上で、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 114 号、平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既決の収入支出予算の総額に、収入支出それぞれ 711 万 6,000 円を増額し、収入支出総額を 1 億 546 万 2,000 円に改めるものでございます。

主な理由は、獣害及び湿潤による被害による共済金支払いに伴うものと、人件費の変更によるもので、農作物共済勘定において、収入では、共済掛金、交付金で 38 万 1,000 円の減額。水稲保険金で 229 万円を増額いたしております。農作物法定積立金戻入は、水稲共済の支払い財源に充当するため、積立金より 361 万 9,000 円を取り崩しするものでございます。

支出については、水稲共済金の支払いに 552 万 5,000 円、無事戻し金に 5,000 円増額いたしております。

家畜共済勘定につきましても、死廃等により収入支出で200万円の増額をいたしました。業務勘定においては、人件費として41万4,000円の減額となっております。

以上、平成22年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案(第1号)の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第115号、平成22年度佐用町水道事業会計補正予算(第1号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、第2条の収益的収入及び支出の収入において、営業外収益の高料金対策費等300万4,000円を追加し、支出では給与改定に伴う不用額19万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、資本的収入及び支出では、建設改良費を給与改定に伴う不用額を196万円減額補正するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費215万1,000円を減額補正するものでございます。

内容の詳細につきましては、補正予算実施計画、補正資金計画、補正収入及び支出見積基礎を添付いたしておりますのでご覧をいただきますように、お願いをいたします。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案(第1号)の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第102号から議案第115号までの補正予算につきましてご説明申し上げます。十分ご審議いただきまして、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長(矢内作夫君) はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第102号ないし議案第115号につきましては、12月10日の本会議に質疑、討論、採決を予定をいたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第29・同意第4号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(矢内作夫君) 続いて日程第29、同意第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) ただ今、上程をいただきました同意第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

任期途中で辞任をされました、船引浩一氏の後任として、平成22年4月から佐用町教育委員会委員に就任をいただいております塚崎博行委員の任期が12月26日をもって満了となります。引き続き、塚崎博行氏を佐用町教育委員会委員に、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

ご同意賜りますように、お願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

同意第4号につきましては、本日即決いたします。

この際、お諮りをいたします。同意第4号については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。

同意第4号、佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第30．諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第30、諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町長尾837番地2、孝本鈴子氏の任期が、平成23年3月31日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任していただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、諮問第6号は、本日即決いたします。

ここで資料配布のため、暫く休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き会議を続行します。

ここでお諮りします。諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ

ては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって諮問第6号につきましては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定をいたしました。

日程第31．委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第31に移ります。日程第31は、委員会付託についてであります。

ここで資料配布のため、暫く休憩をいたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 動議を提出したいと思いますが、動議の内容であります。TPPの参加に反対する意見書を、本日の日程に追加され、ご審議いただきますことを、お願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ただ今、新田俊一君から、意見書案を日程に追加して議題とするこの動議が提出をされました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで、暫く休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

議長（矢内作夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

新田俊一君から、お手元に配布いたしましたとおり、意見書案が、文書で提出をされました。

お諮りをいたします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1．発議第12号 TPPの参加に反対する意見書（案）

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第1、発議第12号、TPPの参加に反対する意見書を議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。2番、新田俊一君。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 提案説明をいたします。

TPPの参加に反対する意見書（案）についての提案理由の説明を申し上げます。

意見書案を朗読させていただきまして、提案理由の説明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築をめざすと表明し、そのための検討をおこなっている。

菅首相が参加を検討し進めようとしているTPPは原則すべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、わが国の食料自給率は40パーセントから13パーセントに急落し、米の生産量は90パーセント減、砂糖、小麦はほぼ壊滅する。農業生産額4兆1,000億円、多面的機能3.7兆円喪失、実質GDPが7.9兆円、雇用が340万人減少するとしている。

このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響はきわめて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている自給率の向上とTPP交渉への参加は絶対に両立しない。

いま、求められていることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40パーセント程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことである。

よって、国におかれてはTPPに参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆さんにおかれましては、十分ご審議いただき、本案可決していただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する提出者の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 次、賛成討論ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） T P P、環太平洋戦略的経済連携協定の参加に反対する意見書の賛成討論を行います。

T P Pは、例外なき関税撤廃を原則としており、参加によって、日本農業に壊滅的な影響をもたらすことは、必至であります。

農水省の試算では、E Uよりも平均的農地面積の大きな北海道ですら、生産額が半減するとしています。兵庫県では、全国試算で影響が大きいとされている米や肉用牛、生乳などが全国平均より生産額の比重が大きく、兵庫県農業への影響は、全国よりも大きくなると推定されます。佐用町でも農業経営の弱体化や農村集落の崩壊、農業、農村の有する多面的機能の低下等が懸念されます。

また、T P Pは、農業だけでなく、商品、サービス、貿易や投資などの自由化をする経済連携協定の1つであり、地場産業、地域商業などにも重大な影響を及ぼすことが指摘され日本経済全体の問題となっています。

100パーセント自由化によって得られる、実質G D Pの増加は、内閣府の試算でも、わずか0.48パーセントから0.65パーセントです。

菅首相は、T P P参加を第3の開国と説明しますが、日本の関税率は主要国でアメリカに次ぐ低さであり、日本は、世界一とも言える農産物純輸入国となっています。今、世界では、食料を市場まかせにすることによる害悪から、2008年の国連総会決議など各国の食料主権の確立を求める流れが広がっています。今回のT P P参加は、この流れにも逆行するものであることを述べて、本意見書に賛成いたします。

議長（矢内作夫君） 他に、討論ありますか。はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、発議第12号について採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第12号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第 12 号、T P P の参加に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして、本日の日程は終了をいたしました。
お諮りをいたします。委員会等開催のため明 12 月 7 日から 9 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。
次の本会議は、12 月 10 日、金曜日、午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますようお願いをいたします。
それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でございました。

午前 1 1 時 4 5 分 散会
